

令和7年度 償却資産に関する概要調書報告書

地方公共団体コード	表番号
1 2 2 0 4 1	7 6 9 8

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名 千葉県
市町村名 船橋市

区分 個人・ 法人の別	行番号	総 数 (イ) (人)	(1)	(2)	(3)
			法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)	
個人	9 0 1 0	12 1,486	21 756	30 730	38
法人	0 2 0	8,727	4,598	4,129	
合計	0 3 0	10,213	5,354	4,859	

地方公共団体コード	表番号
1 1 2 2 0 4 1	7 7 0 8

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名	千葉県
市町村名	船橋市

種類	行番号	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		(4)
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)	(イ) 以外のもの(ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9 0 1 0	12 100,551,583	25 100,142,641	38 209,921	51 99,932,720
	機械及び装置	0 2 0	104,343,434	103,608,593	311,311	103,297,282
	船舶	0 3 0	618,608	538,430	80,178	458,252
	航空機	0 4 0	0	0	0	0
	車両及び運搬具	0 5 0	2,133,961	2,133,945	16	2,133,929
	工具,器具及び備品	0 6 0	57,084,556	57,072,422	5,736	57,066,686
	小計(ハ)	0 7 0	264,732,142	263,496,031	607,162	262,888,869
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定し,配分したもの	総務大臣が価格等を決定し,配分したもの	0 8 0	127,449,326	121,376,124		
	道府県知事が価格等を決定し,配分したもの	0 9 0	31,386,173	23,455,183		
	小計(ニ)	1 0 0	158,835,499	144,831,307		
合計(ハ)+(ニ)+(ホ)	1 2 0	423,567,641	408,327,338			
同内上訳	市町村分の額	1 3 0		408,327,338		
	道府県分の額	1 4 0		0		

地方公共団体コード	表番号
1 1 2 2 0 4 1	7 7 1 8

第71表 償却資産の価格等に関する調 (個人分)

都道府県名	千葉県
市町村名	船橋市

種類	行番号	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		(4) (イ) 以外のもの(口) (千円)
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ) 以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9 0 1 0	12 5,090,842	25 5,090,842	38 0	51 5,090,842 ⁶³
	機械及び装置	0 2 0	379,129	379,129	0	379,129
	船舶	0 3 0	0	0	0	0
	航空機	0 4 0	0	0	0	0
	車両及び運搬具	0 5 0	525	525	0	525
	工具、器具及び備品	0 6 0	780,674	780,674	0	780,674
	小計 (ハ)	0 7 0	6,251,170	6,251,170	0	6,251,170
法第十九条第三百八十八条	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	0	0		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	0	0		
	小計 (ニ)	1 0 0	0	0		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1 1 0	0	0		
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)		1 2 0	6,251,170	6,251,170		
同内上訳	市町村分の額	1 3 0		6,251,170		
	道府県分の額	1 4 0		0		

地方公共団体コード	表番号
1 1 2 2 0 4 1	7 7 2 8

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名	千葉県
市町村名	船橋市

種類	行番号	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		(4)
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ)	(イ)以外のもの(ロ)	
市町村長が価格等を決定したもの	構築物	9 0 1 0	12 95,460,741	25 95,051,799	38 209,921	51 94,841,878 ⁶³
	機械及び装置	0 2 0	103,964,305	103,229,464	311,311	102,918,153
	船舶	0 3 0	618,608	538,430	80,178	458,252
	航空機	0 4 0	0	0	0	0
	車両及び運搬具	0 5 0	2,133,436	2,133,420	16	2,133,404
	工具、器具及び備品	0 6 0	56,303,882	56,291,748	5,736	56,286,012
	小計(ハ)	0 7 0	258,480,972	257,244,861	607,162	256,637,699
法第十九条第三百八十八条	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	127,449,326	121,376,124		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	31,386,173	23,455,183		
	小計(ニ)	1 0 0	158,835,499	144,831,307		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)		1 1 0	0	0		
合計(ハ) + (ニ) + (ホ)		1 2 0	417,316,471	402,076,168		
同内上訳	市町村分の額	1 3 0		402,076,168		
	道府県分の額	1 4 0		0		

地方公共団体コード	表番号
1 1 2 2 0 4 1	7 7 3 8

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名	千葉県
市町村名	船橋市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区 分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)	(2)	(3)	(4) 課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
				課税標準(B) の特例率(C)	(B)	(C)	
				(A)	(B)	(C)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第1項 (新線構築物) (新線立体交差化施設) 第2項 (ガス事業用資産) 第3項 (農業協同組合等共同利用機械) 第4項 (外航船舶) (準外航船舶) 第5項 (内航船舶) 第6項 (離島航路事業用内航船舶 (349条の3⑤との連乗後)) 第7項 (国際路線用航空機) 第8項 (離島路線用航空機) (小型離島航空機) 第9項 (日本放送協会) 第10項 (日本原子力開発機構) 第12項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	9 0 1 0	12	25	27	29	
		0 2 0		1	3		
		0 3 0		2	3		
		0 4 0		1	6		
		0 5 0	89,962	1	3		29,988
		0 6 0		2	3		
		0 7 0		1	2		
		0 8 0		1	6		
		0 9 0		1	4		
		1 0 0	160,355	1	2		80,178

地方公共団体コード	表番号
1 1 2 2 0 4 1	7 7 3 8

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名	千葉県
市町村名	船橋市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区分	行番号	決 定 価 格 (A) (千円)	(1)		(2)	(3)	(4)
				課 税 標 準 (B) の 特 例 率 (C)		(B)	(C)	課 税 標 準 (A) × (B) (D)
				(A)	(C)	(C)	(千円)	(C) (千円)
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 13 項 ①(青函・本四 鉄道施設)	9 2 3 0	12	25	27	29		
		2 4 0		1	1	18		
		2 5 0		1	1	9		
		2 6 0		1	1	36		
	②(青函・本四 新線構築物)	2 7 0		1	1	18		
		2 8 0		1	1	10		
		2 9 0		2	2	3		
		3 0 0		5	5	6		
	③(青函・本四 新線立体交差化施設)	3 1 0		1	1	6		
		3 2 0		1	1	3		
		3 3 0		1	1	3		
		3 4 0		2	2	3		
	第 14 項 (河川事業鉄軌道用資産)	3 5 0		1	1	3		
		3 6 0		2	2	3		
		3 7 0		1	1	2		
		3 8 0		3	3	4		
	第 15 項 (宇宙航空研究開発機構)	3 9 0		1	1	4		
		4 0 0		1	1	12		
		4 1 0		1	1	6		
		4 2 0		1	1	24		
		4 3 0		1	1	12		
		4 4 0		1	1	6		
		4 5 0		5	5	24		
		4 6 0		1	1	24		
		4 7 0		1	1	12		
		4 8 0		3	3	20		

地方公共団体コード	表番号
1 1 2 2 0 4 1	7 7 3 8

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名	千葉県
市町村名	船橋市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2) 課税標準率 (B) (C)	(3)		(4) 課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)		
							(B)	(C)			
				25	27		29	17,509			
第 19 項 (新エリギー・産業技術総合開発機構)		9 4 9 0	12 52,528			1	3				
		5 0 0				2	3				
第 20 項 (科学技術振興機構)		5 1 0				1	2				
第 22 項 (新関西国際空港株)		5 2 0				1	2				
第 23 項 (信用協同組合等)		5 3 0				3	5				
第 24 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))		5 4 0				3	5				
第 25 項 (中部国際空港株)		5 5 0				1	2				
第 26 項 (外国貿易用コンテナー)		5 6 0				4	5				
第 27 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 7 0				1	3				
第 28 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 8 0				1	3				
第 29 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 9 0				1	3				
第 30 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)		6 0 0				1	2				
第 31 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)		6 1 0				1	3				
		6 2 0				2	3				
(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)		6 3 0				1	2				
第 32 項 (量子科学技術研究開発機構)		6 4 0				1	3				
		6 5 0				2	3				
第 33 項 (世界遺産)		6 6 0				1	3				
法第349条の3の4 (被災代替償却資産)		6 7 0				1	2				
合 計		6 8 0	359,179		-	-	-	155,842			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 2 2 0 4 1	7 7 4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(2)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

区分		行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)	(3)	(4)	
				課税標準 の特例率 (B)	標準額 (C)			課税標準 (A) × (B)	標準額 (C) (千円)
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第1項 (送電用資産・電気事業用) (変電所・電気事業用)	9 0 1 0	12	25	27	29			
		0 2 0		1	3				
	旧第2項 (ガス事業用資産)	0 3 0		2	3				
		0 4 0		3	4				
	旧第13項 (立体交差化施設)	0 5 0		2	3				
		0 6 0		5	6				
	旧第18項 (熱供給事業用資産)	0 7 0		—	—				
		0 8 0		1	3				
	旧第19項 (地下道又は跨線道路橋)	0 9 0		2	3				
		1 0 0		1	2				
	旧第21項 (車庫構築物・立体交差化施設)	1 1 0		1	3				
		1 2 0		1	6				
	旧第27項 (生物系特定産業技術研究推進機構)	1 3 0		1	3				
		1 4 0		1	2				
	旧第25項 (日本電気計器検定所)	1 5 0		1	2				
		1 6 0		1	3				
		1 7 0		1	6				
		1 8 0		1	2				
	旧第26項 (日本消防検定協会)	1 9 0		1	3				
		2 0 0		1	6				
		2 1 0		1	2				
	旧第27項 (小型船舶検査機構)	2 2 0		1	3				
		2 3 0		1	6				
		2 4 0		1	2				
	旧第28項 (軽自動車検査協会)	2 5 0		1	3				
		2 6 0		1	6				
		2 7 0		1	3				
	旧第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	2 8 0		1	6				

地方公共団体コード	表番号
1 1 2 2 0 4 1	7 7 4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(2)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係づき)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	区分	行番号	決 定 価 格 (A) (千円)	(1)		(2)	(3)	(4)	
				(B)	(C)	(B)	(C)	(A) × (B)	(D)
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧 第 32 項 (高圧ガス保安協会)	9 2 9 0	12	25	1	27	2	29	
		3 0 0			1		3		
		3 1 0			1		6		
	旧 第 32 項 (自動車安全運転センター)	3 2 0			1		3		
		3 3 0			1		6		
	旧 第 33 項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 4 0			1		2		
	旧 第 34 項 (有線放送電話業務用資産)	3 5 0			2		3		
		3 6 0			1		2		
		3 7 0			1		6		
	合 計	3 8 0	0	0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード	表番号
1 1 2 2 0 4 1	7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係)

都道府県名 千葉県
市町村名 船橋市

区分		行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(3)	(4)	
				課税標準 の特例率 (B) (C)	課税標準額 (A) × (B) (C) (千円)			
法附則第十五条	第1項(倉庫等)		9 0 1 0	12	25 1 2	29		
	第2項(公共の危害防止施設等)		0 2 0		3 4			
			0 3 0		1 2			
			0 4 0		2 3			
			0 5 0	60,006	1 3	20,002		
			0 6 0		3 4			
			0 7 0	499,371	1 6	83,228		
	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		0 8 0	446,484	1 2	211,089		
	5号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		0 9 0		4 5			
	旧2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		1 0 0		1 2			
法附則第十六条	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		1 1 0		1 2			
	第3項(国内路線用航空機)		1 2 0		2 5			
			1 3 0		1 4			
			1 4 0		3 8			
			1 5 0		2 3			
	第4項(沖縄電力㈱)		1 6 0		2 3			
	第5項(大規模地震防災応急対策用資産)		1 7 0		2 3			
	第6項(日本貨物鉄道㈱の新造車両)		1 8 0		2 3			
	第7項(低公害車燃料等供給施設)		1 9 0		1 2			
			2 0 0		3 4			
			2 1 0		5 6			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 2 2 0 4 1	7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 千葉県
市町村名 船橋市

区分		行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(3)	(4)
				課税標準率 (B) (C)	(2)		
法附則第十八条	第8項 (国際船舶)	9 2 2 0	12	25	27	29	
		2 3 0		1	18		
	第9項 ①(特定鉄道事業譲受資産) ②(新線構築物) ③(立体交差化施設)	2 4 0		1	2		
		2 5 0		1	6		
		2 6 0		1	3		
		2 7 0		1	12		
		2 8 0		1	6		
	④(河川事業鉄軌道用資産) ⑤(変・送電用資産)	2 9 0		1	3		
		3 0 0		5	12		
		3 1 0		1	12		
		3 2 0		1	6		
		3 3 0		3	10		
	第10項 (鉄道車両安全向上設備)	3 4 0		1	3		
	第11項 (低床車両)	3 5 0		1	3		
	第12項 (新造改良車両(鉄道事業))	3 6 0		2	3		
		3 7 0		3	5		
		3 8 0		3	4		
		3 9 0		1	2		
法附則第十五条	第14項 (都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4 0 0		-	-		
		4 1 0		-	-		
	第15項 (都市鉄道施設)	4 2 0		2	3		
	第16項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	4 3 0		1	2		
		4 4 0		3	5		

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 2 2 0 4 1	7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 千葉県
市町村名 船橋市

法 附 則 第 十 五 条	区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)	(2)	(3)	(4)
				課税標準 の特例率 (B) (C)	課税標準 (A) × (B) (C) (千円)	課税標準額 (D) (千円)	
第 17 項 (鉄道事業再構築事業)		9 4 5 0	12	25	27	29	
第 18 項 (バイオ燃料製造設備)		4 6 0		1	4		
		4 7 0		1	2		
		4 8 0		2	3		
第 20 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)		4 9 0		3	4		
		5 0 0		1	2		
(津波対策に資する港湾施設等)				2	3		
第 21 項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 1 0		-	-		
(津波避難施設等)				-	-		
(指定避難施設(わがまち特例)適用分)	第 23 項	5 2 0		-	-		
(津波避難施設等)				-	-		
(協定避難施設(わがまち特例)適用分)		5 3 0		-	-		
第 24 項 (移動等円滑化のための設備)		5 4 0		2	3		
(太陽光1,000kw未満)				1	2		
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	第 25 項	5 5 0					
(太陽光1,000kw以上)				7	12		
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 6 0					
(風力20kw未満)				3	4		
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 7 0					
(風力20kw以上)				2	3		
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 8 0					
(水力5,000kw未満)				1	2		
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		5 9 0					
(水力5,000kw以上)				3	4		
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		6 0 0					
(地熱1,000kw未満)				2	3		
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		6 1 0					
(地熱1,000kw以上)				1	2		
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		6 2 0					
(バイオマス10,000kw未満)				1	2		
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		6 3 0					
(バイオマス10,000kw以上20,000kw未満)				2	3		
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		6 4 0					
(第2号に規定する一定のバイオマス)				6	7		
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		6 5 0					
第 26 項 (鉄道耐震補強設備)		6 6 0		2	3		
第 27 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)		6 7 0		2	3		
第 28 項 (浸水防止用設備)		6 8 0		2	3		
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)							

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 2 2 0 4 1	7 5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 千葉県
市町村名 船橋市

区分		行番号	決定価格 (A) (千円)	課税標準 (B)		課税標準額 (A) × (B) (C) (千円)
				(B)	(C)	
法附則第34項	第29項 (協定特定港湾施設)	9 6 9 0	12	25	27	29
		7 0 0		1	2	
		7 1 0		5	6	
	第30項 (無電柱化)	7 2 0		2	3	
		7 3 0		1	2	
	第33項 (地域福利増進事業)	7 4 0		3	4	
		7 5 0		2	3	
	第34項 (農業協同組合等共同利用機械)	7 6 0	18,584	1	2	9,292
	第35項 (認定就農者)	7 7 0		2	3	
	(滞在快適性等向上施設)	7 8 0		-	-	
法附則第42項	第37項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7 9 0		1	2	
	第38項 (ローカル5G)	8 0 0		3	4	
	第39項 (シェアサイクルポート)	8 1 0		-	-	
	(雨水貯留浸透施設)	8 2 0		2	3	
	第40項 (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	8 3 0	83,316	1	2	41,658
	第42項 (カーボンニュートラルポート)	8 4 0	45,974	1	2	22,987
	(先端設備等) R5.4.1～R7.3.31取得	8 5 0	37,342	1	2	18,671
	「830行」のうち、R5.4.1～R6.1.1取得	8 6 0	251,813	1	3	83,938
	「830行」のうち、R6.1.2～R7.1.1取得	8 7 0	73,923	1	3	24,641
	第43項 (賃上げ目標設定事業者) R5.4.1～R7.3.31取得	8 8 0	177,890	1	3	59,297
法附則第44項	「860行」のうち、R5.4.1～R6.1.1取得	8 9 0		1	2	
	「860行」のうち、R6.1.2～R7.1.1取得	9 0 0		1	4	
	(賃上げ目標設定事業者) R7.4.1～R9.3.31取得	9 1 0		1	3	
	(賃上げ目標設定事業者) R7.4.1～R9.3.31取得	9 2 0		3	4	
	第44項 (道路運送高度化事業)	9 3 0		2	3	
法附則第45項	(JR本州3社)	9 4 0	1,359,574	-	-	449,207
	合計					

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 2 2 0 4 1	7 7 6 8

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(4)
(法附則第15条関係)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

法 附 則 第 十 五 条	区 分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)	(2)	(3)	(4)
				課税標準(B) の特例率(C)	(B)	(C)	課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
				(B)	(C)	(D)	(C) (千円)
旧第1項(倉庫等)	9 0 1 0	12	25	27	29		
旧第3項(公害防止設備)	0 2 0		3	5			
旧第5項(公共危害防止構築物)	0 3 0		1	3			
	0 4 0		2	3			
	0 5 0		3	4			
	0 6 0		1	2			
旧第6項(公害防止優良更新施設)	0 7 0		3	5			
	0 8 0		1	2			
	0 9 0		1	3			
旧第7項(産業廃棄物焼却施設等)	1 0 0		1	2			
	1 1 0		2	3			
旧第7項(日本貨物鉄道㈱の新造車両)	1 2 0		2	3			
	1 3 0		5	6			
旧第8項(雨水貯留浸透施設)	1 4 0		3	5			
	1 5 0		2	3			
	1 6 0		1	2			
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1 7 0		-	-			
旧第14項(旧国際電信電話㈱)	1 8 0		3	5			
	1 9 0		1	2			
旧第14項(新造車両(流通業務))	2 0 0		2	3			
	2 1 0		3	5			
旧第15項(地方卸売市場)	2 2 0		4	5			
	2 3 0		3	4			
旧第17項①(立体交差化施設)	2 4 0		1	6			
②(旧交納付金法附則第19項)	2 5 0		-	-			
③(旧交納付金法附則第20項)	2 6 0		-	-			
旧第19項(指定法人等の大規模外貿埠頭)	2 7 0		1	2			
旧第20項(水力発電施設の魚道)	2 8 0		2	3			
旧第20項(スーパー中枢港湾)	2 9 0		1	2			
旧第21項(国立大学校舎)	3 0 0		1	2			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 2 2 0 4 1	7 7 6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(4)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名	千葉県
市町村名	船橋市

法 附 則 第 十 五 条	区 分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)	(2)	(3)	(4)
				課税標準 の特例率 (B) (C)	(B)	(C)	課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)
旧第29項 (旧交納付金法附則第17項)		9 3 1 0	12	25	27	29	
旧第32項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)		3 3 2 0	6,340	1	3		2,113
旧第33項 (帰還環境整備推進法人)		3 3 3 0		1	3		
旧第36項 (公共荷さばき施設)		3 4 4 0		1	2		
旧第36項 (対象特定電気通信設備)		3 5 5 0		3	4		
旧第37項 (一般廃棄物処理施設)		3 6 6 0		1	2		
		3 7 7 0		1	4		
旧第37項 (立地誘導促進施設)		3 8 8 0		2	3		
合 計		3 9 9 0	6,340	-	-		2,113

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 2 2 0 4 1	7 7 7 8

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(5)
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3)

都道府県名 千葉県

市町村名 船橋市

法 附 則 第 十 五 条 の 二	区 分	行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)	(3)	(4)	
				課税標準(B) の特例率(C)	課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)				
				(B)	(C)	(B)	(C)	(B)	(C)
JR北海道・四国に係る特例と法第三百四十九条の三各項との連乗	第1項 ①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	9 0 1 0	12	25	1	27	3	29	
	①(JR北海道・四国に係る特例)	0 2 0			1	2			
	JR北海道・四国に係る特例と法第三百四十九条の三各項との連乗	0 3 0			1	6			
		0 4 0			1	3			
		0 5 0			1	12			
		0 6 0			1	6			
		0 7 0			1	12			
		0 8 0			1	6			
		0 9 0			1	12			
		1 0 0			1	36			
		1 1 0			1	18			
		1 2 0			1	72			
		1 3 0			1	36			
		1 4 0			1	20			
		1 5 0			1	3			
		1 6 0			5	12			
		1 7 0			1	12			
		1 8 0			1	6			
	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1 9 0			1	6			
	⑪(変・送電用資産)	2 0 0			3	10			
	⑫(新造改良車両(鉄道事業))	2 1 0			1	3			
		2 2 0			3	10			
		2 3 0			1	3			
	⑬(鉄道耐震補強設備)	2 4 0			3	8			
	⑭(鉄道豪雨対策)	2 5 0			1	3			
	⑮(鉄道豪雨対策 (JR本州3社))								

地方公共団体コード	表番号
1 1 2 2 0 4 1	7 7 7 8

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(5)
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2, 法附則第16条の3つづき)

都道府県名 千葉県
市町村名 船橋市

区分		行番号	決定価格 (A) (千円)	課税標準(B)		課税標準額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
				の特例率(C)	(B)		
				(C)	(B)		
法附則第十五条の三	①(旅客会社等に係る承継特例)		9 2 6 0	12	25	27	29
	旧道承 交・継 納四特 付国例 金にと 法係 とるJ の特 連例北 連例北 乗、海	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2 7 0		-	-	
	③(JR北海道・四国に係る特例)		2 8 0		3	10	
	④(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)		2 9 0		-	-	
法附則第16条の2		第11項(令和2年7月豪雨被災代替償却資産)	3 0 0		1	2	
法附則第16条の2		旧第11項(平成28年熊本地震被災代替償却資産)	3 1 0		1	2	
法附則第16条の2		旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交差化施設)	3 2 0		1	3	
法附則第16条の3		旧第11項(平成30年7月豪雨被災代替償却資産)	3 3 0		1	2	
合計			3 4 0	0	-	-	0

地方公共団体コード	表番号
1 2 2 0 4 1	7 7 8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(6)
(法附則第56条、法附則第56条の2等)

都道府県名	千葉県
市町村名	船橋市

区分		行番号	決定価格 (A) (千円)	(1)		(2)	(3)	(4)	
				(B)	(C)			(A) × (B)	(D)
法附則第56条	第12項(東日本大震災)	9 0 1 0	12	25	27	29			
	第15項(東日本大震災・居住困難区域)	0 2 0			1	2			
法附則第56条の二	旧第3項(被災代替鉄道施設等)	0 3 0			2	3			
	旧第4項	0 4 0			1	4			
		0 5 0			1	6			
		0 6 0			1	12			
		0 7 0			5	24			
		0 8 0			1	12			
令和3年地方税法等改正 法附則第13条第1項 (旧法附則第64条)	(新型コロナ先端設備等) R3.4.1～R5.3.31取得分	0 9 0	118,180	0	0	0			
合計		1 0 0	118,180	-	-	0			

※地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分の「課税標準の特例率(2)(3)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、決定価格等が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地方公共団体コード	表番号
1 1 2 2 0 4 1	7 7 9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名	千葉県
市町村名	船橋市

区分	行番号	納税義務者数(人)	課税標準額(千円)
150万円未満のもの	90100	12 5,354	21 2,302,328 ³³
150万以上160万円未満のもの	90200	12 101	21 156,949 ³³
160万以上170万円未満のもの	90300	12 115	21 189,646 ³³
170万以上180万円未満のもの	90400	12 102	21 178,704 ³³
180万以上190万円未満のもの	90500	12 98	21 181,032 ³³
190万以上200万円未満のもの	90600	12 77	21 149,951 ³³
200万以上250万円未満のもの	90700	12 383	21 855,079 ³³
250万以上300万円未満のもの	90800	12 319	21 875,902 ³³
300万以上1,000万円未満のもの	90900	12 1,779	21 9,904,384 ³³
1,000万以上2,000万円未満のもの	91000	12 717	21 10,262,551 ³³
2,000万以上3,000万円未満のもの	91100	12 279	21 6,893,637 ³³
3,000万以上1億円未満のもの	91200	12 520	21 27,546,081 ³³
1億円以上のもの	91300	12 369	21 351,133,422 ³³
計	91400	12 10,213	21 410,629,666 ³³
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分 91500	12 315
	知事配分分 91600	12 7	21 23,455,551 ³³
	法 第 743 条 関 係	91700	12 0

地方公共団体コード	表番号
1 1 2 2 0 4 1	7 8 0

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調（個人分）

都道府県名	千葉県
市町村名	船橋市

区分	行番号	納税義務者数（人）	課税標準額（千円）
150万円未満のもの	90100	12 756	21 409,570 ³³
150万以上160万円未満のもの	90200	12 12	21 18,787 ³³
160万以上170万円未満のもの	90300	12 16	21 26,480 ³³
170万以上180万円未満のもの	90400	12 23	21 40,188 ³³
180万以上190万円未満のもの	90500	12 16	21 29,493 ³³
190万以上200万円未満のもの	90600	12 10	21 19,410 ³³
200万以上250万円未満のもの	90700	12 81	21 181,219 ³³
250万以上300万円未満のもの	90800	12 64	21 175,549 ³³
300万以上1,000万円未満のもの	90900	12 345	21 1,905,060 ³³
1,000万以上2,000万円未満のもの	91000	12 102	21 1,448,924 ³³
2,000万以上3,000万円未満のもの	91100	12 29	21 704,077 ³³
3,000万以上1億円未満のもの	91200	12 29	21 1,330,359 ³³
1億円以上のもの	91300	12 3	21 371,624 ³³
計	91400	12 1,486	21 6,660,740 ³³
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分 91500	21 33
	知事配分分 91600	21 33	
	法 第 743 条 関 係 91700	21 33	

地方公共団体コード	表番号
1 1 2 2 0 4 1	7 8 1 8

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (法人分)

都道府県名	千葉県
市町村名	船橋市

区分	行番号	納税義務者数(人)	(1)	(2)
150万円未満のもの	9 0 1 0	12	4,598	²¹ ³³ 1,892,758
150万以上160万円未満のもの	9 0 2 0	12	89	²¹ ³³ 138,162
160万以上170万円未満のもの	9 0 3 0	12	99	²¹ ³³ 163,166
170万以上180万円未満のもの	9 0 4 0	12	79	²¹ ³³ 138,516
180万以上190万円未満のもの	9 0 5 0	12	82	²¹ ³³ 151,539
190万以上200万円未満のもの	9 0 6 0	12	67	²¹ ³³ 130,541
200万以上250万円未満のもの	9 0 7 0	12	302	²¹ ³³ 673,860
250万以上300万円未満のもの	9 0 8 0	12	255	²¹ ³³ 700,353
300万以上1,000万円未満のもの	9 0 9 0	12	1,434	²¹ ³³ 7,999,324
1,000万以上2,000万円未満のもの	9 1 0 0	12	615	²¹ ³³ 8,813,627
2,000万以上3,000万円未満のもの	9 1 1 0	12	250	²¹ ³³ 6,189,560
3,000万以上1億円未満のもの	9 1 2 0	12	491	²¹ ³³ 26,215,722
1億円以上のもの	9 1 3 0	12	366	²¹ ³³ 350,761,798
計	9 1 4 0	12	8,727	²¹ ³³ 403,968,926
計の内訳	法 第 389 条 関 係	大臣配分分	9 1 5 0	²¹ ³³ 121,459,671
		知事配分分	9 1 6 0	²¹ ³³ 23,455,551
	法 第 743 条 関 係		9 1 7 0	²¹ ³³